○新見公立大学総合情報基盤センター規程

平成30年４月１日

規程第118号

改正　平成31年４月１日規程第118号

令和２年４月１日規程第118号

令和４年４月１日規程第118号

（趣旨）

第１条　この規程は、新見公立大学学則（平成22年規則第１号）第34条の２第２項の規定に基づき、新見公立大学総合情報基盤センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　センターは、新見公立大学（以下「本学」という。）の業務運営に資する情報提供、情報化の推進と情報システムの円滑な運用による教育研究の発展に寄与することを目的とする。

（業務）

第３条　センターにおいては、次に掲げる業務を行う。

(1)　学修へのICT活用の推進と学生の情報活用能力の育成

(2)　センターの利用及び業務に必要な研究開発

(3)　ICT基盤の運用管理

(4)　情報セキュリティ対策

(5)　情報化将来計画の策定

(6)　大学IR（教学IR）

(7)　その他センターの目的を達成するために必要な業務

（組織）

第４条　センターに、次に掲げる部署を置く。

(1)　情報システム部

(2)　IR部

２　各部に関し必要な事項は、別に定める。

（職員）

第５条　センターに、次に掲げる役員又は職員を置く。

(1)　副学長

(2)　センター長

(3)　副センター長

(4)　学科教員　各１人

(5)　センター担当職員

２　センター長は、センターの業務を統括するものとし、本学の教員のうちから学長が任命する。

３　センター長の任期は、２年を超えない範囲内とし、再任を妨げない。ただし、センター長が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

４　副センター長は、センター長の業務を補佐しセンター長に事故があるときはその職務を代理するものとし、本学の教員のうちから学長が指名する。

５　副センター長の任期は、２年を超えない範囲内とし、再任を妨げない。ただし、副センター長が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

６　職員は、センター長の命を受け、センターの業務に従事する。

（委員会）

第６条　センターの適切かつ円滑な管理運営を期するため、各部に委員会を置く。

２　委員会に関する事項は、別にこれを定める。

（意見の聴取）

第７条　委員長が必要と認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（事務）

第８条　センターの事務は、総合情報基盤センター担当職員が行う。

附　則

この規程は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（平成31年４月１日規程第118号）

この規程は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和２年４月１日規程第118号）

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和４年４月１日規程第118号）

この規程は、令和４年４月１日から施行する。